

同行援護のサービス内容等について(案)



平成23年8月11日,12日

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
障害サービス課事業支援グループ

同行援護のサービス内容について ①

「同行援護とは」

- ・ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(障害者自立支援法第5条第4項)

同行援護のサービス内容について ②

同行援護のサービス内容(案)

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な**視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)**
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

同行援護の対象者(案)

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
- <要件>
障害程度区分を用いず、支給対象者を特定するための独自の評価指標(「同行援護アセスメント票(案)」及び「同行援護対象者(夜盲等)に係る意見書(案)」)を新たに設け、この基準を満たす者。

同行援護アセスメント票(案)(抜粋)

No.	調査項目	0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害 (視力6-1)	普通 (日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	見えているのか判断不能		
2	視野障害 (視野)	ない又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳3級に相当)					
3	夜盲 (網膜色素変性症による夜盲等)	ない又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある					
4	移動障害 (盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行)	慣れていない場所であつても歩行できる	慣れた場所での歩行のみできる					

(視力確認表:A4版)



同行援護アセスメント票（案）

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害	視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない	見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とすること (視力確認表は下図)
2	視野障害	視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)		両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)		視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		-		視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能の場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとすること	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能の場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

(視力確認表:A4版)



同行援護の対象者の基準(案) ①

○身体介護を伴わない場合

同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

※身体介護とは、排せつ、食事等の介護をいう。

同行援護の対象者の基準(案) ②

○身体介護を伴う場合

同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

+

- ・障害程度区分が2以上
- ・障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定

障害程度区分の認定調査票(抜粋)①

- 2-5 歩行(自分で歩けるか、何か支えが必要かどうか)

1.つかまらないでできる 2.何かにつかまればできる 3.できない

- 2-6 移乗(移乗にあたって、実際に見守りや介助が行われているか)

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

※移乗とは「ベッドから車椅子へ」「車椅子から椅子へ」「ベッドからポータブルトイレへ」等乗り移ること。

- 2-7 移動(日常生活において、必要な場所への移動にあたり、移動に際して実際に見守りや介助が行われているか)

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

「できる」以外

※留意点:日ごろの状況を総合的に勘案して判断する。

障害程度区分の認定調査票(抜粋)②

- 4-5 排尿(自分で排尿にかかる一連の行為を行っているかどうか)

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

「できる」以外

- 4-6 排便(自分で排便にかかる一連の行為を行っているかどうか)

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

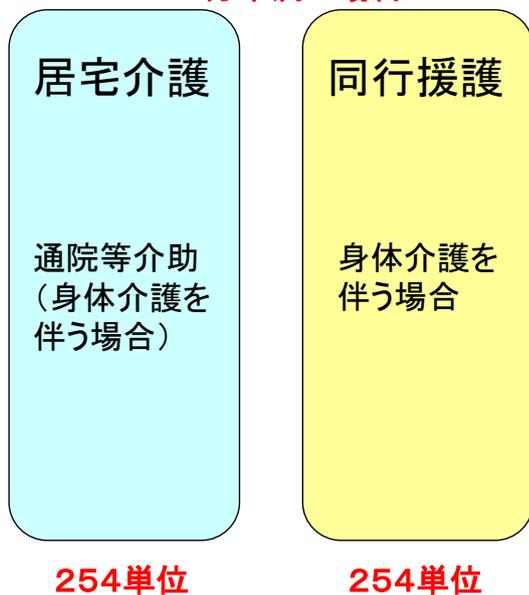
※留意点:日ごろの状況を総合的に勘案して判断する。

※障害児に係る通院等介助(身体介護を伴う場合)と同様に5領域10項目の調査を行った上で、上記調査項目を確認し、「できる」以外が1つ以上あれば、同行援護の対象となる。

同行援護サービス費の算定構造(案)(抜粋)

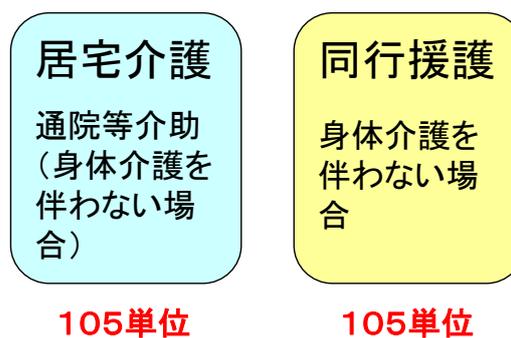
<身体介護を伴う場合>

30分未満の場合



<身体介護を伴わない場合>

30分未満の場合



同行援護サービス費の算定構造(案)

基本部分		注	注	注	注	注
イ 身体介護を伴う場合	(1)30分未満 (254単位)	3級ヘルパー等により行われる場合	2人の同行援護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算
	(2)30分以上1時間未満 (402単位)					
	(3)1時間以上1時間30分未満 (584単位)					
	(4)1時間30分以上2時間未満 (667単位)					
	(5)2時間以上2時間30分未満 (750単位)					
	(6)2時間30分以上3時間未満 (833単位)					
	(7)3時間以上 (916単位に30分増すごとに +83単位)					
ロ 身体介護を伴わない場合	(1)30分未満 (105単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100	+15/100
	(2)30分以上1時間未満 (197単位)					
	(3)1時間以上1時間30分未満 (276単位)					
	(4)1時間30分以上 (346単位に30分増すごとに +70単位)					
初回加算 (1月につき200単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算 (1月につき150単位を加算)						
						緊急時対応加算(月2回を限度) 1回につき100単位を加算

同行援護の指定基準について

※現時点の(案)であり、今後政省令等の
発出等により変更の可能性があり得ます。

同行援護の指定基準(案) ①

I 人員に関する基準

①職員の配置に関する基準

- ◆管理者 1人
- ◆サービス提供責任者 事業規模に応じて1人以上
- ◆従業者 常勤換算で2.5人以上

※「事業規模に応じて」とは？

サービス提供責任者の配置基準は、事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)や従業者の数に応じて必要な員数を配置することが定められています。

詳細は「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)」を参照してください。

同行援護の指定基準(案) ②

I 人員に関する基準

(参考)常勤換算について

当該事業所の従業者の「勤務延べ時間数」を当該事業所において常勤の従業者が従事すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

常勤換算の計算方法

例)常勤が勤務すべき時間数が週40時間の事業者の場合

管理者Aさん	週40時間勤務
サービス提供責任者Bさん	週40時間勤務
ヘルパーCさん	週40時間勤務
ヘルパーDさん	週20時間勤務

$$100時間 \div 40時間 = 2.5$$

※ 小数点第2位以下切捨

同行援護の指定基準(案) ③

I 人員に関する基準

②職員資格に関する基準

〈サービス提供責任者の要件〉

以下のア及びイのいずれにも該当する者又はウに該当する者

ア. 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者(訪問介護員)養成研修1級課程修了者又は居宅介護従業者(訪問介護員)養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者。

イ. 同行援護従業者養成研修課程(※)(それに相当すると都道府県知事が認めた研修を含む。)の修了者。ただし、適用日から平成26年9月30日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。

※「同行援護従業者養成研修課程」とは、「一般課程」及び「応用課程」を合わせたものをいう。

ウ. 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

※ここに示した指定基準は平成23年6月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「同行援護の事業内容等について(案)」に基づいて作成しています。

同行援護の指定基準(案) ④

I 人員に関する基準

②職員資格に関する基準

〈従業者の要件〉

以下のア、イ、ウのいずれかに該当する者

- ア. 同行援護従業者養成研修一般課程(それに相当すると都道府県知事が認めた研修を含む。)の修了者。ただし、居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、適用日から平成26年9月30日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。
※ カリキュラム(案)の「応用課程(12時間)」修了者については、特定事業所加算の際の要件の一つとなる予定。(「一般課程、応用課程」等の名称は変更があり得る。)
- イ. 居宅介護の従業者要件を満たす者であつて、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- ウ. 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

同行援護の指定基準(案) ⑤

〈従業者の要件〉

同行援護従業者養成研修(一般課程)に相当すると都道府県知事が認めた研修について

《神奈川県のお考え方》

神奈川県は当面の間、神奈川県視覚障害者ガイドヘルパー養成研修(他都道府県研修を含む。)を同行援護従業者養成研修(一般課程)と同等であると認める。

ただし、現在の同行援護従業者養成研修(一般課程)のカリキュラム(案)にある「情報支援と情報提供」「代筆・代読の基礎知識」が、神奈川県視覚障害者ガイドヘルパー養成研修のカリキュラムにおいて、含まれていないことから視覚障害者ガイドヘルパー養成研修のみ修了した従業者が在籍する事業所にあつては、当該従業者に同行援護従業者養成研修(一般課程)を受講するよう取り計らうこと。

なお、同行援護従業者養成研修(一般課程)を受講していない従業者向けには、事業所において、「情報支援と情報提供」「代筆・代読の基礎知識」についての研修を行い、同行援護のサービス提供に支障を来たさないよう従業者として必要な知識・技術を習得できるようにしてください。

同行援護の指定基準(案) ⑥

同行援護従業者養成研修カリキュラム(案) 一般課程

形態	教科	時間数	備考
講義	視覚障害者(児)福祉制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
講義	同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。
講義	障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
講義	障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
講義	情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。
講義・実習	代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する。
実習	同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
実習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。
実習	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する。

合計 20時間

同行援護の指定基準(案) ⑦

同行援護従業者養成研修カリキュラム(案) 応用課程

形態	教科	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。
講義	障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。
実習講習	場面別基本技能	3	日常的な外出先での技能を習得する。
実習講習	場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技能を習得する。
実習講習	交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。

合計 12時間

※ 同行援護従業者養成研修は、神奈川県が行う予定です。

同行援護の指定基準(案) ⑧

同行援護のサービス提供責任者の資格要件(案)

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護職員基礎研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修2級修了者
で3年以上の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)
の修了者

経過措置(平成26年9月30日まで)

左に該当する場合、同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者とみなす

平成26年9月30日までに同行援護従業者
養成研修の一般課程と応用課程を修
了する必要があります。

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護の指定基準(案) ⑨

同行援護の従業者の資格要件(案)

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

経過措置(平成26年9月30日まで)

居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護の指定基準(案) ⑩

Ⅱ 設備に関する基準

以下の設備を設置すること

- ◆ 事務室
- ◆ 受付等のスペース
- ◆ 必要な設備及び備品等

※ここに示した指定基準は平成23年6月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「同行援護の事業内容等について(案)」に基づいて作成しています。

※参考 指定居宅介護の設備に関する基準

事務室… 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

受付等のスペース… 事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

必要な設備及び備品等… 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

詳細は「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)」を参照してください。